

奈良県立都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十九年九月十二日

奈良県知事 荒井正吾

#### 奈良県規則第十五号

奈良県立都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

奈良県立都市公園条例の一部を改正する条例（平成二十九年三月奈良県条例第四十九号）の施行期日は、平成三十年三月二十四日とする。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。